

地方公務員法の一部を改正する法律案の正誤

正	誤
附 則 【42頁】 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正） 第十五条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を次のように改正する。 〔略〕 第四十七条の三第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。 <u>第六十一条第一項中「附則第二十八条」を「附則第二十七条」に改める。</u>	附 則 【42頁】 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正） 第十五条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を次のように改正する。 〔略〕 第四十七条の三第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。
【48頁】 （地方独立行政法人法の一部改正） 第十八条 地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。 〔略〕 第二百二十三条第五項中「同表第十六条各号列記以外の部分の項」の下に「、第二十二条の四第一項の項、第二十二条の四第二項」を加え、「第二十八条の四第一項の項、第二十八条の四第二項及び第三項の項」を「第二十八条の二第四項の項、第二十八条の五第五項並びに第二十八条の六第一項及び第二項の項、第二十八条の七第三項の項、第二十九条第一項第一号の項」に、「及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項」を「、第六十条第七号の項、<u>附則第二十一項の項及び附則第二十三項から第二十五項までの項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項</u>」に改める。	【48頁】 （地方独立行政法人法の一部改正） 第十八条 地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。 〔略〕 第二百二十三条第五項中「同表第十六条各号列記以外の部分の項」の下に「、第二十二条の四第一項の項、第二十二条の四第二項」を加え、「第二十八条の四第一項の項、第二十八条の四第二項及び第三項の項」を「第二十八条の二第四項の項、第二十八条の五第五項並びに第二十八条の六第一項及び第二項の項、第二十八条の七第三項の項、第二十九条第一項第一号の項」に、「及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項」を「、第六十条第七号の項、<u>附則第二十一項の項、附則第二十三項から第二十五項までの項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項</u>」に改める。

備考 〔略〕は本正誤においての省略を表す。